

資料 3

〔 令和 5 年 3 月 14 日 〕
〔 地 方 財 政 審 議 会 〕

総務大臣配分資産に係る平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税の
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について（令和5年3月修正分）

資料 3-1

総務大臣配分資産に係る平成30年度分から令和4年度分までの固定資産税の
課税標準となるべき価格等の決定及び修正について(令和5年3月修正分)(総括)

(単位：百万円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込み
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
H30	0	0	2	2	2	2	0
R元 (H31)	0	0	3	3	3	3	0
R2	0	0	△ 161	△ 79	△ 161	△ 79	△ 1
R3	0	0	36	△ 24	36	△ 24	0
R4	0	0	1,533	1,055	1,533	1,055	15
計	0	0	1,413	957	1,413	957	13

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。